

# 食品リサイクル法への対応

## 1 食品リサイクル法が求めるもの（平成 19 年改正後）

誰が………個々の食品関連事業者が（市場全体ではありません）  
何を………食品の売れ残りや製造過程で生じる食品廃棄物などを  
いつまでに…平成 24 年度末までに

どうやって……発生抑制、再生利用、減量、熱回収により

どのように……食品廃棄物の再生利用等に取り組む

毎年、個々の事業者ごとに定められた再生利用等の実施率目標  
を上回ること

業種別の全体目標を達成するため、計画的に再生利用等に取り  
組むこと

多量発生事業者は定期報告をすること（義務）

## 2 食品リサイクル法に関する用語

### 食品廃棄物

- ・ 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの（ 輸送途中で傷んだり売れ残った生鮮食料品、食べ残し等）
- ・ 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの（ 魚あら、貝殻等）

### 食品循環資源

食品廃棄物のうち、飼料や肥料等の原材料となるなど、有用であるもの  
食品関連事業者

- ・ 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者（ 卸売業者、仲卸業者、関連事業者（飲食業）、売買参加者等）
  - ・ 飲食店業その他食事の提供を事業として政令で定めるものを行う者
- 再生利用等
- ・ 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品（＝油脂及び油脂製品、メタン）の原材料として利用すること
  - ・ 食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること

### 熱回収

- ・ 自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得るために利用すること
- ・ 食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること

## 減量

- ・脱水、乾燥その他主務省令で定める方法（＝発酵及び炭化）により食品廃棄物の量を減少させること

### 3 再生利用の際の基本方針

主務大臣（農林水産大臣）は、再生利用等を促進するため、基本方針を定めることとなっており（第3条第1項）、これに基づき、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成19年11月30日改定）が定められています。

基本方針では、循環型社会形成推進基本法に定める基本原則にのっとり、再生利用等の手法に関する優先順位や手法ごとの取組の方向を定めるとともに、食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標を定めています。

### 4 取り組むべき優先順位

食品廃棄物の再生利用等の取組については、次の優先順位によって行い、これらを実施するに当たっての基準が定められています。

1 発生抑制 ➡ 2 再生利用 ➡ 3 熱回収 ➡ 4 減量 ➡ 5 適正処分

#### (1) 発生抑制

生産や流通過程の工夫、消費のあり方の見直しなどによって、食品廃棄物そのものの発生の抑制に取り組めます。この場合、業種の特性や取引・販売の実態を踏まえた次の取組を行うことが求められます<sup>1</sup>。

製造(加工)業は、不良品の発生率の低下や過剰納入の自粛、原材料の有効利用などに取り組む。

卸売(小売)業は、過剰な仕入れや安易な返品 of 抑制に努める。

小売業は、きめ細やかな配送や消費期限の近づいている商品の値引き販売など、食品が廃棄物にならないよう販売方法を工夫する。

外食産業(飲食業)は、メニューや盛付けの工夫、食べ残しがなかった場合にメリットを付与するなど、食べ残しの削減に積極的に取り組む。

#### (2) 再生利用

食品廃棄物のうち、再資源化ができるものは肥料、飼料、油脂や油脂製品、メタン、炭化製品(燃料又は還元剤としての用途)、エタノールの原材料として再生利用します（第三者に委託又は譲渡することも可能<sup>2</sup>）。

<sup>1</sup> 後掲チェックリスト参照

<sup>2</sup> 食品リサイクルを受託する登録再生利用事業場は、平成19年10月時点で全国に117件あります。（うち東京6件、神奈川3件、埼玉6件、千葉10件）

再生利用を行うには、食品廃棄物の量や組成、再生利用製品の原材料としての需要などを十分に把握し、次の点に留意して適切な再生利用の方法を選択する必要があります。

容器包装材や食器、楊枝、その他の異物などを適切に分別する。

飼料化は、成分やカロリーが有効活用でき飼料自給率の向上にも寄与するため、優先的に選択する。

肥料化は、地域の需給状況を把握し、利用先の確保を前提に実行する。

### (3) 熱回収

再生利用施設の立地条件や受入状況により、再生利用が困難な食品循環資源であって、メタンやバイオディーゼルと同等以上の効率でエネルギーを回収できる場合<sup>1</sup>に限って選択することができます。

### (4) 減量

食品廃棄物は水分を多く含み、腐敗しやすい性質があります。このため、再生利用や熱回収ができない場合は、脱水・乾燥・発酵・炭化によって減量を行い、廃棄処分を行います。なお、食品廃棄物の減量を行う場合は、減量装置等の排水の適正処理や臭気漏れの防止など環境保全の対策を行う必要があります。

## 5 再生利用等の実施すべき量に関する目標

食品廃棄物の再生利用等を実施すべき量は、実施率で計算するものとし、以下のとおり、業種別に実施率目標が設定されました。

### (1) 業種別の全体目標

これらの目標は食品関連事業者に個別に義務付けるものではなく、それぞれの事業者が食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「判断基準省令」という。）に従い、再生利用等に計画的に取り組んだ場合、平成24年度までに、その業種全体での達成が見込まれる目標です。

食品製造業	85%	食品卸売業	70%	食品小売業	45%	外食産業	40%
-------	-----	-------	-----	-------	-----	------	-----

<sup>1</sup> 食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75km圏内になく、得られる熱又は熱から得られる電気が1トン当たり160MJ以上(廃食用油等の場合は1トン当たり28,000MJ)の場合にのみ実施できる。

## (2) 再生利用等実施率と基準実施率の計算方法

食品関連事業者の再生利用等への取組に格差が生じている現状を踏まえ、個々の事業者の取組状況に応じた再生利用等の実施率目標（「基準実施率」）が新たに設定されました。

食品関連事業者は、毎年その年度の実施率が、事業者ごとに設定されたその年度の基準実施率を上回ることを求められています。基準実施率は毎年アップします。

### 再生利用等実施率の計算式

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{その年度の(発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量)}}{\text{その年度の(発生抑制量 + 発生量)}}$$

網掛けの「熱回収量 × 0.95」は、熱回収の基準を満たす場合のみ算入できます。

### 基準実施率の計算式

$$\text{基準実施率} = \text{前年度の基準実施率} + \text{前年度の基準実施率に応じた増加ポイント}$$

前年度の基準実施率	増加ポイント
20%以上 50%未満	2%
50%以上 80%未満	1%
80%以上	維持向上

平成19年度の基準実施率は平成19年度の再生利用実施率(実績)とし、この実施率が20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算します。

## (3) 発生抑制量の計算方法

平成19年度より発生抑制量の計算方法が下記のとおり統一されました。発生抑制量の基準年度は平成19年度となります。

### その年度の発生抑制量

$$= \left[ \text{平成19年度の発生源単位} - \text{その年度の発生源単位} \right] \times \text{その年度の売上高・製造数量等}$$

$$\text{発生源単位} = \frac{\text{発生量(A)}}{\text{売上高・製造数量等(B)}} \quad \begin{array}{l} \text{A = 食品廃棄物等の発生量} \\ \text{B = 食品廃棄物等の発生量と密接に係る数値} \end{array}$$

## 6 定期報告の義務

食品廃棄物の発生量が年間 100 トン以上の食品関連事業者(以下「多量発生事業者」という。)は、平成 21 年から毎年度 6 月末日までに、前年度の食品廃棄物の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況について、農林水産省ホームページの電子申請窓口へ定期報告<sup>1</sup>をすることが義務付けられています。

なお、多量発生事業者以外の食品関連事業者に対しても、再生利用等の状況について記録を行うことを求められているので、これらに関する事務を適切に行う責任者の選任、その他管理体制の整備や強化が必要となっています。

### 【食品リサイクル法に関する Q & A】

食品リサイクル法において再生利用の割合を高める義務があるのは、卸・仲卸業者等の個別の食品関連事業者であって、市場や市場協会等の団体ではありません。

したがって、まだ対策を講じていない場合には、早急に取り組む必要があります。

何から始めたら良いのでしょうか。

#### その 1 食品廃棄物の発生量の把握

まず、事業に伴って排出される食品廃棄物の量を把握する必要があります。

可燃ごみとして排出している日々の廃棄物のなかから食品廃棄物のみを取り出し、その発生量(食品含有率)を把握します。年間の廃棄物量を毎日正確に捕捉することが難しい場合には、次のような方法で計測(推計)することが望ましいでしょう。

事業に伴って排出される食品廃棄物の重さについて、単位あたりの量(ごみ袋やポリバケツ 1 つにつき、どの程度の重量か)を計測する。

一日に排出される個数を計測する。

× により、一日の排出量を計算します。

に稼動(開市)日数を乗じて、年間の発生量を推計します。

季節によって排出量が変わる場合には、上記の作業を四半期ごとや毎月行うことにより、より正確な年間の発生量を求めることができます。

<sup>1</sup> 食品廃棄物多量発生事業者の定期報告は、市場の場合、食品関連事業者が連携して食品循環資源の収集運搬や再生利用の委託を共通に行っているため、廃棄物発生量に応じた再生利用量等のそれぞれの取組数値を事業者ごとに案分して報告することとなっている。

なお、食品廃棄物の発生量については、再生利用等の実施率の計算に必要なものであり、定期報告時の根拠となりますので、記録しておく必要があります。

## その2 検討及び試行

再生利用等の優先順位を踏まえて、どのような取組ができるのかを検討し、実施しようと考えているものについて、その方法を試しにやってみます。

## その3 実行

事業活動の実態を踏まえつつ、自らにとって最も良いと思われる取組について、実行してください。

食品リサイクル法によるペナルティーはあるのですか。

次のいずれかに該当する場合には、20万円以下の罰金（法第29条）  
再生利用等の状況に関する報告をしない場合や虚偽の報告をした場合  
立ち入り検査においてその検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合等

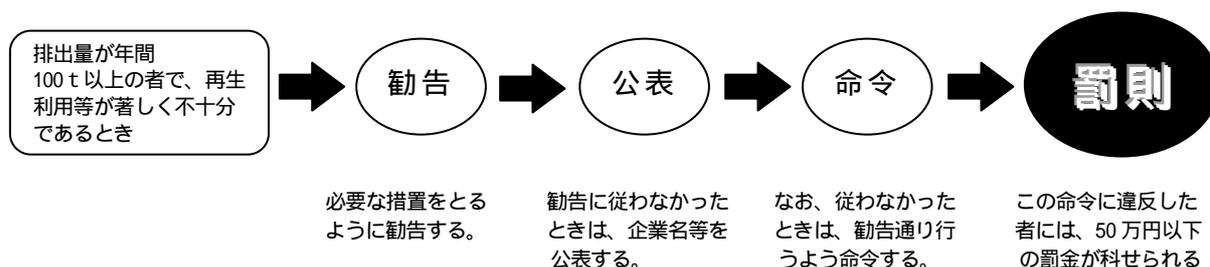
多量発生事業者の再生利用等が著しく不十分であると認められるときは、次の手順に従って罰則が科せられます。（法第27条）

再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告

勧告に従わなかったときはその旨の公表

勧告に従う旨の命令

上記命令に違反した場合は罰則（50万円以下の罰金）の適用



## 【食品廃棄物の発生抑制を進めるためのチェックリスト】

発生抑制のための取組方法の一例について、ご紹介します。  
業種や事業活動に適した取組を行うことが、最も効果ある対策となります。

### （仕入過程）

- 産地での下加工など一次処理後の原料仕入れ
- 調理済み食品の仕入れ
- 製造(販売)量に合わせた仕入れ
- ロスの出ない製品・材料への仕入れの見直し

### （製造・調理過程）

- 製造、搬出等設備の更新又は導入
- 小ロットの製造
- ロスの出ない製品開発
- 規格外品の再使用や未使用原材料の有効利用
- 調理方法の改善による料理くずの削減

### （輸送・保管過程）

- 在庫管理システムの導入
- 包装・梱包方法の改善
- きめ細やかな配送
- 保管設備（冷却機、高性能冷蔵庫等）の更新又は導入
- 輸送設備（冷凍・冷蔵庫等）の更新又は導入

### （販売過程）

- 食品の量り売り、バラ売り
- 少量パックの販売
- 賞味期限の迫った商品の特価販売
- 安易な返品抑制
- メニュー、調理ボリュームの適正化
- 販売状況に合わせた料理等、販売方法の改善